

第5回香南市農業委員会議事録（令和元年5月）

1. 開催日時 令和元年6月4日（火） 午前9時03分から午前11時43分

2. 開催場所 香我美市民館2階 研修室

3. 出席委員（36人）

農業委員（19人）

1番安岡洋光（会長職務代理）、2番横田榮介、3番野島利英、4番井澤 傳、5番門脇芳充、6番百田順一、7番岡村 彰、8番近森一夫、9番柳本 章、10番三浦輝之、11番西村政吉、12番久武恵一、13番藤村和明、14番石丸典男、15番松村一恵、16番溝渕洋介、17番加藤 明、18番宮崎利博、19番恒石 巖（会長）

農地利用最適化推進委員（17人）

1番小松英介、2番松山 好、3番宮崎誠二、4番小松達夫、5番村上信一郎、6番野嶋由慎、7番黒岩健志、8番岩川 覚、9番山本 智、10番柳本佳洋、11番末久直樹、12番久武光顕、13番河崎勝實、16番恒石 謙、17番谷山彰夫、18番杉村敬介、19番高倉 享

4. 欠席委員

5. 議事日程

（1）開 会（会長）

（2）議事録署名委員の指名 8番近森 一夫 9番柳本 章

（3）議 事

議案第1号 農業振興地域整備計画の変更（前期）について（現地確認・審議）

議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第5号 非農地証明について

議案第6号 農地法第18条の規定による合意解約について

議案第7号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による
農用地利用集積計画（案）の決定について

議案第8号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

その他の件 ①農地のあっせん申し出について（貸し付け）
②引き続き農業経営を行っている旨の証明について

6. 委員以外の出席者	農業委員会事務局長	中邑 彰彦
	農業委員会事務局次長	立仙 泰章
	農業委員会事務局主任	鮫島 加代子
	農林課係長	松田 洋彰
	農林課主査	山本 直史

7. 会議の概要

議長 ただ今から第5回香南市農業委員会を開催致します。今年もまた梅雨の季節がやってきました。どうか災害がなく過ごせるようにと願うばかりです。皆様におかれましては、病虫害対策や水管理にと、お忙しいことと思われませんが、ご出席をいただきご苦勞様でございます。本日は農振の除外案件で現地確認もございますが、その前に本日の出席人員の報告を願います。

（ 開会 9 時 0 3 分 ）

事務局 本日、現在の出席者は農業委員が 17 名です。香南市農業委員会総会会議規則第 8 条の規定により、総会は成立していることをご報告いたします。
 なお、1 番・17 番農業委員と 19 番推進委員さんが遅れるとの報告を受けております。

議長 次に本日の議事録署名委員を指名させていただきます。8 番近森委員、9 番柳本委員を指名いたします。両委員さんよろしく願います。
 それでは、本日は現地案件がございますので、早速バスの方に移動していただきたいと思ひます。

（現地 9 時 1 0 分～1 0 時 4 0 分）
（休憩 1 0 時 4 0 分～1 0 時 4 8 分）

議長 休憩前に引き続き会議を開きます。
 現地お疲れさまでした。さっそく議事に入りたいと思ひます。
 議案第 1 号農業振興地域整備計画の変更（前期）についてを議題といたします。
 事務局より説明を願ひます。

（再開 1 0 時 4 8 分）

農林課 資料の 37 ページをご覧ください。各案件の説明につきましては、先程の現地確認で大まかな説明をさせていただきましたので省略させていただきます。申請者及び転用予定者の名前についても省略させていただきます。除外後の用途及び農地区分をそれぞれ説明させていただきます。

 整理番号 1 番、こちらは筆毎に除外後の用途が異なっておりまして、一般住宅地、建売分譲住宅地の一部及び一般住宅地の進入路及び建売分譲住宅地です。農地区分につきましては第 2 種農地となっております。

 整理番号 2 番、こちらは除外後の用途は集合住宅地です。農地区分は第 2 種農地となっております。

38ページをご覧ください。

整理番号3番、こちらは除外後用途が建売分譲住宅地、農地区分は第2種農地となっております。

整理番号4番、こちらも筆毎に除外後用途が異なっておりまして、一般住宅地への進入路及び隣接宅地に建築予定の一般住宅地の一部となっております。農地区分につきましても筆毎に異なり、第2種農地及び第1種農地となっております。

39ページをご覧ください。

整理番号5番、除外後用途は山林、農地区分は、その他の第2種農地となっております。

整理番号6番、除外後用途は緊急避難塔（津波避難タワー）で、農地区分は第1種農地となっております。

整理番号7番、除外後用途は山林です。

整理番号8番、除外後用途は建売分譲住宅地、農地区分はその他の第2種農地です。

整理番号9番、除外後用途は山林です。

整理番号10番、除外後用途は倉庫既に建築済みです。、農地区分はその他の第2種農地です。

整理番号11番、除外後用途は養鰻場、農地区分は第2種農地です。

整理番号12番、除外後用途は駐車場、農地区分はその他の第2種農地です。

40ページをご覧ください。

整理番号13番、除外後用途は山林です。

整理番号14番、除外後用途は緊急避難塔（津波避難タワー）で、農地区分は第3種農地となっております。

整理番号15番、除外後用途は山林です。

整理番号16番、除外後用途は一般住宅地で、農地区分は第1種農地です。

整理番号17番、除外後用途は倉庫既に建築済みで、農地区分はその他の第2種農地です。

整理番号18番、除外後用途は倉庫既に建築済み及び宅地で、農地区分はその他の第2種農地です。

整理番号 19 番、除外後用途は山林です。

整理番号 20 番、除外後用途は山林です。

41 ページをご覧ください。

こちらは香南市の職権除外案件 11 件となっております。合計 4,062 m²の除外を予定しております。

続きまして 42 ページ

こちらは、用途変更の案件となっております。整理番号 1 番については変更後の用途は自家栽培農作物の販売所、農地区分は第 1 種農地となっております。

整理番号 2 番につきましては、変更後の用途は農業用倉庫で農地区分は第 1 種農地となっております。説明は以上です。

議長 農林課の説明が終わりましたが、何か質問はございませんか。

1 番 整理番号 12 番について駐車場ということですが、何年か前に東側の開発をした際に排水でもめた案件の隣であるので、水路、排水の確保、地元との協議ができていのか説明をいただきたい。

農林課 地元の同意については、隣接地及び排水同意書も提出していただいているということで農林課としては協議は済んでいるという判断をさせていただきました。排水につきましては、敷地東側の県道及び北側の水路に放流予定ということで計画示されております。

1 番 水路幅は、またどれ位埋め上げをするのか。

農林課 細かな数字等については、今お答えはできませんが、計画としましては、敷地が 3 つに分かれていたと思いますが、おおまかに南側については、鉄骨造で南既存の駐車場と同じような形で高さも同じにする。北側の敷地については、言われるように盛り土をして道路高と同じにするという計画になっています。どれ位の盛土か高さ等については、今すぐには回答はできません。

12 番推進委員

バスで説明を受けたが、南側の鉄骨造は問題ないが、北については、あまり埋め上げると周囲、上の方の排水の問題も今まであったので、それに対する対応を十分にしていきたい。北の方の同意書もある程度もらってやっていかないといけないのではと。全部鉄骨造にするなら問題ないと思いますが、北は高さとか、そのことに対して十分説明し同意をもらうようお願いしたい。

農林課 排水対策について県道東側の造成の時に、排水が西側にうまく排水されない懸念とか既存南側の駐車場の南の水路が老朽化していること等含めて、そういった課題がある中でという事です。

1 2 番推進委員

上からの水で南側が溢れることもあるので、北側を埋め上げるなら注意をしてほしい。

1 2 番 その問題については転用予定者と所有者には話をしている。諸問題等あるが、それを含めて転用予定者には話をしていただきたいと伝えている。計画は道路と同じ高さにしたいという事だったので、関係者で話をしてください。下にも影響が出るので、そういう対応をしてもらうよう話をしている。それ以上農業委員会も立ち入れない。

農林課 わかりました、全体的な排水対策であるので建設課の案件になってくると思います。持ち帰り開発、青線等担当も交えて話をして十分周囲の同意を取ったうえで進めるよう話をします。
申請者には農業委員会で出た意見はお伝えします。

議長 農林課、建設課ともに質問も出ておりますので、十分な対応をお願いします。

議長 他に質問はございませんか。

1 7 番 整理番号1 4 番、津波避難タワーですが、バスの中からだったので、写真で見ると夜須川があり、海拔も低い思う。周辺の住宅も嵩上げしてるようであるし、進入路がないように思う。嵩上げしないといけないと思うし、出入りも現状では厳しそうにみえる、どういったことでここを選んだのか、嵩上げをするのか、進入路について対応するのか計画を教えてください。

2 番 水門があり、一時は水を止めることができる。この地区の要望ということである。嵩上げについてはどの位かはわかりませんが。

農林課 防災対策課の事業であります。聞いている範囲では5 0 c m程の盛土の計画であったと思います。地域の声があつての計画と聞いています。

1 7 番 近隣の住宅とつながる道がない、つなげる道を作る計画があるのか、お聞きたい。

議長 1 番推進委員さん担当地区ですが、この件について何かご存知でしょうか。

1 番推進委員

西側住宅地から入れるような計画になっているようであります。南から回って低いところから上がるような事はないと防災対策課は言っていました。

議長 他に質問はありませんか。

議長 ないようでしたら、採決に入ります。除外案件個別2 0 件、市1 1 件 計3 1 件、軽微な変更2 件 合計3 3 件、承認される方は挙手願います。

議長 全員挙手ということで、承認ということに決定いたします。

議長 会議を続けます。
議案第2号農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。
それでは事務局より説明をお願いします。

事務局 受付番号23番の説明を致します。
申請地は香我美町中西川字前櫻3078番外2筆、地目は田が1,229㎡、畑が792㎡ 計2,021㎡です。
譲渡人、譲受人は議案書記載の方で、申請理由は贈与です。受付番号23番につきまして、お手元に配布しています調査書の内容どおり農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。
補足説明があれば10番農業委員さんお願いします。

10番 事務局の説明どおり問題ありません。

議長 事務局の説明が終わりました。何か質問はございませんか。
(なしの声あり)

議長 ないようでしたら採決に入ります。
3条1件、許可に賛成の方は挙手願います。

議長 全員挙手ということで、許可に決定いたします。

議長 続きまして、議案第3号農地法第4条の規程による許可申請についてを議題といたします。
事務局より説明をお願いします。

事務局 農地法第4条の規定による許可申請につきまして受付番号3番の説明を致します。
申請地は、野市町西佐古字大キタ490番1、地目は畑、面積は746㎡です。
位置図及び配置図は1ページから3ページ、現況写真は1ページをご覧ください。
申請地は西佐古公民館から西へ約100m、前面道路は市道東佐古戸板島線で、県道神母ノ木野市線の東側に位置し、集合住宅を（2階建8部屋）を建築し駐車スペース16台分他を設置するものです。
周囲の状況は、北は同意のある畑と申請者の親族名義の畑、西は申請者所有の宅地及び山林、南は市道を挟んで宅地、東は里道を挟んで宅地と同意のある畑です。
農地の区分としては、甲種、第1種、第3種のいずれの要件にも該当しない農地で、その他の第2種農地に該当すると判断します。
造成につきましては、45cmの盛土をして整地、建物建築部分以外はアスファルト舗装です。
排水につきましては、生活雑排水は南側市道に埋設されている排水管に接続し、農業集落排水で処理します。雨水は申請地内の自由勾配側溝で受け、改修した既設の集水桝、既設ヒューム管を経由して父養寺川に放流する計画で、父養寺土地改良区からの同意を得ています。

補足説明があれば15番農業委員さんお願いします。

15番 事務局の説明どおりで問題ないと思います。

事務局 続きまして、受付番号4番の説明を致します。

この案件に関しましては、許可前にもかかわらず、既に墓地を建立していることから始末書案件です。

申請地は夜須町上夜須字カゾヤシキ923番2、地目は畑、面積は681㎡の内31,70㎡です。

位置図及び配置図は4ページから6ページ、現況写真は2ページをご覧ください。

申請地は、県道夜須物部線、市営バス十ノ木通りバス停から東へ直線距離で約450mに位置し、個人墓地を建立しているものです。

周囲の状況は、北と東は同意のある畑、西は申請人の遺産共有地である宅地及び同意のある畑、南は3筆の内1筆は同意のある畑ですが、残り2筆の畑は既に原野化しており所有者も香南市に居住していないことから同意を得ておりません。しかし、申請地との間に青線水路を挟み、その水路から墓地までの距離も8.44m確保されていることから被害防除計画は必要なしと考えます。

農地の区分としては、甲種、第1種、第3種のいずれの要件にも該当しない農地で、その他の第2種農地に該当すると判断します。

造成につきましては、申請地内で特に高低差はないため転用部分の整地のみです。排水につきましては、雨水のみですので現状どおり自然浸透です。

墓地経営許可申請書は、本件転用申請と同時に香南市環境対策課に提出されております。

補足説明があれば19番農業委員さんお願いします。

19番 前回の農振除外ででておりましたが4月に除外がおりておる案件でございまして、今事務局が説明したとおりで問題はないと思います。

議長 事務局の説明が終わりました。何か質問はございませんか。

(なしの声あり)

議長 ないようでしたら採決に入ります。

4条2件、許可に同意の方は挙手願います。

議長 全員挙手ということで、許可に同意し意見書をつけまして、知事に送付いたします。

議長 続きまして、議案第4号農地法第5条の規程による許可申請についてを議題といたします。

事務局より説明を願います。

事務局 農地法第5条の規定による許可申請につきまして受付番号11番の説明を致します。

申請地は赤岡町字坂分二ノ丸120番1、地目は畑、面積は263㎡です。

位置図及び配置図は7ページから9ページ、現況写真は3ページをご覧ください。

申請地は、香南市寿集会所の東に位置し、自己住宅を建築するものです。

周囲の状況は、北は一部用悪水路を挟んで宅地、西は宅地、南は雑種地、東は市道昭和橋線を挟んで宅地及び雑種地です。

農地の区分としては、赤岡庁舎から概ね300m以内にある農地で第3種農地に該当します。

造成につきましては、整地のみで全面碎石敷きです。現在申請地内にある農業用倉庫は、転用許可がおり次第撤去する予定です。

排水につきましては、生活雑排水は合併処理浄化槽で処理後、東側市道の側溝へ排水、建物部分の雨水は雨水桝を経て市道側溝に排水、その他は自然浸透とする計画です。

補足説明があれば12番農業委員さんお願いします。

12番 事務局の説明どおり問題ありません。

事務局 続きまして、受付番号12番の説明を致します。

この案件に関しましては、許可前にもかかわらず分筆に伴う境界明示と併せて、既に整地をしていることから始末書案件です。

申請地は香我美町山北字石神1200番3、地目は田、面積は22㎡です。位置図及び配置図は10ページから11ページ、現況写真は4ページをご覧ください。

申請地は、香南市山北公民館から西へ約330m、県道山北野市線と県道香北赤岡線の交差点から北へ約450mに位置し、自己住宅を建築するものです。

周囲の状況は、北は山林及び譲渡人名義の田、西は山林及び国土交通省の河川管理道、南は水路・里道を挟み同意のある田、東は宅地及び譲受人名義の公衆用道路です。

農地の区分としては、10ha以上の集団農地で第1種農地に該当しますが、農地法施行規則第33条第4号の「集落に接続して設置されるもの」に該当し、不許可の例外に当たると判断します。

造成につきましては、整地のみ。

排水につきましては、雨水のみで敷地内排水路を経由して隣接の水路に排水する計画です。

一体利用地となっている住宅建築部分及び進入路部分は現在、宅地と公衆用道路に地目変更されておりますが、元の登記地目は山林でした。

補足説明があれば7番農業委員さんお願いします。

7番 事務局から詳しい話がありましたが、宅地に造成する時に農地が一部入り込んでいることに気づかずに、そのまま農地が残った上に宅地の一部になったという事で言われるように始末書案件となっております。

事務局 続きまして、受付番号13番の説明を致します。

申請地は、吉川町古川字三木756番、地目は田、面積は763㎡です。位置図及び配置図は12ページから13ページ、現況写真は5ページをご覧ください。

申請地は、ごめん・なはり線よしかわ駅から南東に約400mに位置し、太陽光発電施設を設置するものです。太陽光発電パネル285枚、パワーコンディショナー9台の設置計画です。

周囲の状況は、東、西、南は同意のある田、北の田は、現在の所有者が近々所有権移転を予定しているため同意が得られず、被害防除計画が提出されております。

農地の区分としましては、よしかわ駅から概ね500m以内にある農地で第2種農地に該当します。

造成につきましては、整地のみで、透水性防草シートを貼り、外部から侵入できないよう、周囲にはフェンスを設置する計画です。

排水につきましては、雨水のみですので現状どおり自然浸透です。

補足説明があれば11番農業委員さんお願いします。

11番 事務局の説明どおり問題ないと思います。

議長 事務局の説明が終わりました。何か質問はございませんか。

(なしの声あり)

議長 ないようでしたら採決に入ります。

5条3件、許可に同意される方は挙手願います。

議長 全員挙手ということで、許可に同意し意見書をつけて、知事に送付いたします。

議長 続きまして、議案第5号非農地証明についてを議題といたします。
事務局より説明をお願いします。

事務局 受付番号9番の説明を致します。

申請地は、野市町大谷字上慶徳963番1、963番2、地目は畑、面積は2筆で88㎡です。

位置図及び配置図は14ページ、現況写真は6ページをご覧ください。

申請地は、昭和43年頃から耕作放棄した土地で、低木や雑草が繁茂しております。また、963番2には個人墓地が2基建立され、現在に至っております。

補足説明があれば15番農業委員さんお願いします。

15番 申請者、事務局と3人で現地に行きましたけど、墓地を通って行かないと行けないような土地で、問題ないと思われます。

議長 事務局の説明が終わりました。非農地証明について何か質問はございませんか。
(なしの声あり)

議長 ないようでしたら採決に入ります。

非農地証明1件、許可に同意される方は挙手願います。

議長 全員挙手により、許可に同意ということに決定を致します。

議長 続きまして、議案第6号農地法第18条の規程による合意解約についてを議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

事務局

受付番号 18 番の説明を致します。

申請地は野市町下井字ウノ丸 1740 番 1 外 1 筆、地目は田、面積 3,280 m²、賃貸人、賃借人は議案書記載の方です。解約理由は賃借人の都合による解約で、解約後の耕作者は現在まだ決まっていないとのことです。

受付番号 19 番の説明を致します。

申請地は夜須町上夜須字村上 1174 番、地目は田、面積 1,484 m²、賃貸人、賃借人は議案書記載の方です。解約理由は賃借人の都合による解約で、次の耕作者は決まっているとのことです。

受付番号 20 番の説明を致します。

申請地は吉川町吉原字フレイタ 1379 番、地目は田、面積 1,048 m²、賃貸人、賃借人は議案書記載の方です。解約理由は賃貸人の都合による解約で、自身で耕作を再開するとのことです。

受付番号 21 番の説明を致します。

申請地は夜須町上夜須字ソネヤシキ 1035 番 1、地目は田、面積 1,096 m²、賃貸人、賃借人は議案書記載の方です。解約理由は賃借人の都合による解約で、次の耕作者は決まっているとのことです。

受付番号 22 番の説明を致します。

申請地は夜須町千切字坪 851 番、地目は田、面積 917 m²、賃貸人、賃借人は議案書記載の方です。解約理由は賃貸人の都合による解約で、次の耕作者は決まっているとのことです。

受付番号 23 番の説明を致します。

申請地は野市町西佐古字池ノ東 865 番外 1 筆、地目は田、面積 970 m²、賃貸人、賃借人は議案書記載の方です。解約理由は賃借人の都合による解約で、次の耕作者は決まっているとのことです。

受付番号 24 番の説明を致します。

申請地は野市町東佐古字宮ノ前 499 番外 2 筆、地目は田、面積 2,129 m²、賃貸人、賃借人は議案書記載の方です。解約理由は賃借人の都合による解約で、高齢により耕作できなくなったとのことで、次の耕作者は決まっておらず、あっせんを検討するとのことです。以上です。

議長

事務局の説明が終わりました。何か質問はございませんか。

6 番

24 番の残存小作地とは

事務局

永小作権のことです。永小作権が設定されたままの状態、作れなくなったので、それを解約したいという事です。

議長

他に質問はございませんか。
ないようでしたら、お諮りいたします。

農地法第18条による合意解約について7件、ご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしということで、申請どおり許可に決定いたします。

議長 議案書案件を終わりました承認案件ですが、全員書類の方は見ていただいたでしょうか。見ていない方は確認していただくようお願いします。

全員、確認していただいたでしょうか。

それでは、おはかりいたします。議案第7号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画(案)の決定について、利用権の設定15件、ご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、承認することとします。

議長 議案第8号農地法第3条の3第1項の規定による届出について4件ご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認め受理することとします。

(休憩 11時34分～11時39分)

議長 休憩前に引き続き会議を開きます。その他の件2件、事務局より説明をお願いします。

(再開 11時39分)

事務局 ①農地のあっせん申し出が2件出ております。担当の農業委員、推進委員さんには個別に文書を回してます。情報等ありましたら、事務局までお願いします。

続きまして②引き続き農業経営を行っている旨の証明が2件出ております。これは相続税の納税猶予に係る証明でありまして、前回の委員会の時に事務局で現地確認し、事務局内決裁で証明書を出させただいて、農業委員会に報告するという形にすること承認いただいた案件です。2件ありまして後ろに証明書を閲覧しております。以上です。

議長 ①②のその他の件について、発言のある方はお願いします。

議長 質問がないようですので、ご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認め、決定いたします。

議長 以上で本日予定していました全ての案件につきまして、審議は終了しましたが何か他にございませんか。

ないようでしたら、以上で第5回の香南市農業委員会を終了したいと思います。どうもありがとうございました。

なお、次回の農業委員会は、7月2日(火)午後1時30分から、この場所で行いますので、よろしくお願いします。

(閉会 1 1 時 4 3 分)

議事録署名人

議事録署名人

会 長